

許認可事務の名称	根拠法令名	根拠条文	標準処理期間	担当課	審査基準・処分基準	参考条文1	参考条文2	参考条文3	参考条文4
1 埋葬、火葬の許可	墓地、埋葬等に関する法律施行規則	第1条	1日	町民税務課	墓地、埋葬等に関する法律施行規則第1条各号に掲げる事項のすべてが明らかである死亡者であることを基準とする。	【墓地、埋葬等に関する法律】 第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。	2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。	【墓地、埋葬等に関する法律施行規則】 第一条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。	
2 墓地の使用許可	三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例	第5条	14日	町民税務課	墓地の使用許可は、三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例第4条及び第5条第3項に規定するものではないことを基準とする。	(使用許可) 第5条 墓地を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可は、墓地を使用しようとする者1人につき1区画とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 3 町長は、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可をしないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 墓地を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。			
3 墓地の使用料及び管理料の減免	三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例	第8条	14日	町民税務課	墓地の使用料及び管理料の減免は、公益上その他特別な理由はあるかどうかを基準とする。	(使用料及び管理料の減免) 第8条 町長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、使用料及び管理料の全部又は一部を減免することができる。			
4 墓地の使用料及び管理料の還付	三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例	第6条第2項、第7条第3項	14日	町民税務課	墓地の使用料及び管理料の還付は、町長が特別な理由があると認められるかどうかを基準とする。	(使用料) 第6条 略 2 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を環付することができる。	(管理料) 第7条 略 2 略 3 既納の管理料は還付しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。		

5	印鑑の登録	三朝町印鑑条例	第4条	14日	町民税務課	印鑑の登録については、三朝町印鑑条例第2条の規定による。	(登録の実施) 第4条 町長は、前条の規定により印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること、及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認し、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく印鑑の登録をしなければならない。	第2条 本町は、本町において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定により三朝町の住民基本台帳に記録されている者について、その者の申請により印鑑の登録を行うものとする。	2 略 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を行わない。 (1) 15歳未満の者 (2) 成年被後見人	
6	個人番号カードの交付	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	第17条第1項	60日	町民税務課	通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領による	(個人番号カードの交付等) 第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとらなければならない。			
7	通知カードの再交付	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	第11条第1項	30日	町民税務課	通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領による	(通知カードの再交付の申請等) 第十一条 通知カード又は個人番号カードの交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、住所地市町村長に対し、通知カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該通知カードの交付を受けている者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別を記載した再交付申請書を提出して、通知カードの再交付を求めることができる。			

8	個人番号カードの再交付	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	第28条第1項	60日	町民税務課	通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領による	第二十八条 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合には、住所地市町村長に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別(第三十五条第一項の規定により同項第三号に掲げる事務を機構が行う場合には、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所及び個人番号)を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができる。			
9	一般廃棄物の収集又は運搬業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第1項	14日	町民税務課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項に適合していることを基準とする。	第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。			
10	一般廃棄物の収集又は運搬業の許可更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第2項	14日	町民税務課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項に適合していることを基準とする。	2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。			
11	一般廃棄物処分業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第6項	14日	町民税務課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第10項に適合していることを基準とする。	第7条第6項 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。			
12	一般廃棄物処分業の許可の更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第7項	14日	町民税務課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第10項に適合していることを基準とする。	第7条第7項 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。			

13	一般廃棄物収集運搬業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2第1項	7日	町民税務課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第2項に適合していることを基準とする。	第七条の二 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。			
14	一般廃棄物処分業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2第1項	7日	町民税務課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第2項に適合していることを基準とする。	第七条の二 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。			
15	浄化槽清掃業の許可	浄化槽法	第35条第1項	14日	町民税務課	浄化槽法第36条に適合していることを基準とする。	(許可の基準) 第三十六条 市町村長は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 及び二 略			
16	犬の登録及び鑑札の交付	狂犬病予防法	第4条第2項	7日	町民税務課	なし	(登録) 第四条 略 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。			
17	犬の予防注射済票の交付	狂犬病予防法	第5条第2項	7日	町民税務課	なし	第五条 略 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。			
18	犬の観察の再交付	狂犬病予防法施行令	第1条の2	7日	町民税務課	なし	(鑑札の再交付) 第一条の二 市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。			
19	犬の予防注射済票の再交付	狂犬病予防法施行令	第3条	7日	町民税務課	なし	(注射済票の再交付) 第三条 市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があつたときは、注射済票を交付しなければならない。			